件名:ACT 政府発表:新型コロナウイルスに関連する公衆衛生規則の段階的緩和 (COVID-19 関連)

【ポイント】

●2月18日(金)、ACT 政府は、新型コロナウイルスに関連する公衆衛生規則を段階的に緩和する旨発表しました。

【本文】

2月18日(金)、ACT 政府は、新型コロナウイルスに関連する公衆衛生規則を段階的に緩和する旨発表しましたので、ACT 政府の発表の概要を下記にてご連絡いたします。発表の詳細は下記リンク先をご参照ください。

https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/public-health-measures-to-ease-across-the-act-from-tonight

現在の規則の詳細は下記リンク先をご覧ください。

https://www.covid19.act.gov.au/restrictions/current-restrictions

- 1 2月18日(金)午後6時から実施される規則緩和
- (1) ビジネスや各種行事における収容人数の密度に関する規則が撤廃され、当該施設への収容可能人数を表示することも求められなくなります。
- (2)レストラン、バー等の接客業で飲食中に着席しなければならないという規則が撤廃され、ダンスが許可されます。
 - (3) 行事におけるチケット制や事前登録要件が撤廃されます。
 - (4) 雇用者は、雇用主及び雇用者にとって適切な場合、職場に戻ることが出来ます。
- 2 2月21日(月)から実施される規則緩和
- (1) Calvary Public Hospital における選択的手術が再開されます。
- 3 2月21日(月)午後11時59分から実施される規則緩和
- (1) 新型コロナウイルスのワクチンを接種していいない海外からの入境者に求められている自己隔離期間が7日間に短縮されます。
- (2) 海外からの渡航者に求められているオンライン申告が撤廃されます。
- (3) 海外からの渡航者が、病院や高齢者介護施設などの高リスク施設(High risk settings)に立ち入るための検査要件に変更はありません。
- 4 2月25日(金)午後11時59分から実施される規則緩和
- (1) 屋内でのマスク着用に関する規則が変更されます。詳細は来週発表されます。

- (2)各種集会に求められていた免除許可が撤廃されます。ただし、5千人以上の集会については、新型コロナウイルス安全計画 (COVID Safety Plan) を ACT 保健省に提出することが求められます。
- 5 ACT 政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載していますので、定期的に確認し最新の情報を入手するよう心がけてください。

https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: consular@cb. mofa. go. jp

大使館 HP: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html